

岩倉市市民参加条例検討委員会議事録

会議名称	第9回岩倉市市民参加条例検討委員会	
開会及び閉会日時	平成27年2月17日(火) 午後2時から午後4時55分	
開催場所	岩倉市役所 第2委員会室	
委員長氏名	小林 慶太郎	
出席委員 所属等、氏名	四日市大学教授 岩倉市区長会 ローカル・ワイド・ウェブいわくら いわくら・ユニバーサルデザイン研究会 市民公募 市民公募 市民公募 総務部行政課長 市民部市民窓口課主幹 総務部秘書課主査	小林 慶太郎 中島 徳男 安江 弘雄 大野 代志子 永野 宗久 沖田 明美 加藤 政雄 中村 定秋 近藤 玲子 兼松 英知
事務局 職氏名	総務部長 企画財政課長 企画財政課主査 企画財政課主任 企画財政課主事 企画財政課主事	柴山 俊介 長谷川 忍 加藤 淳 小出 健二 須藤 隆 宇佐美 祐二
会議次第	1 あいさつ 2 議事録の承認 3 条例案の説明 4 議事 (1)協働について (2)総則について 5 その他	
配付資料	1 次第 2 資料1：第8回検討委員会議事録 3 資料2：第8回検討委員会の協議内容に係る条文(案) 4 資料3：条例構成案1 5 資料4：条例構成案2 6 資料5：(仮称)岩倉市市民参加条例の検討手引きNo.24～27	

議事録

次第 2～5 について

2 議事録の承認

・前回から持ち越しとなっていた第 7 回会議議事録について、指摘事項を修正したものを提示し、承認を得た。第 8 回会議議事録についても承認を得た。

3 条例案の説明

[事務局より資料 2 に基づき条文（案）について報告]

4 議事

(1) 協働について [委員により検討]

委員長 前回の会議から持ち越しとなっている、事業評価及び行政評価について議論したい。

委員 自治基本条例第 22 条は、執行機関が実施した事業に対する評価を規定しているものであり、NPO 団体等に対する評価までは読み取れない。執行機関と NPO 団体等が協働で実施する事業についても、第 22 条に含まれるという解釈でよいのか。それとも、何か文言を追加したほうがよいか。

委員 その解釈でよい。従って、市民参加条例で規定する必要はない。

委員 第 22 条は、執行機関が関わる事業について規定している。市民参加条例の中で、執行機関が関わらない市民同士の協働の場合にも PDCA を推奨する表現があるとなおよい。

委員長 市民同士の協働については、資料 2「協働の取組についての条文案」の第 2 項に含まれていると解釈できる。執行機関が関わる事業については、公金が投入される場合もあるので、自治基本条例第 22 条に基づいて行政評価を実施するべきである。評価に際しては、会計処理が適正かどうかといった形式的な評価にとどまらず、目標達成度や、効果性・効率性の検証もしっかりと行わなければならない。事務局に問うが、第 22 条には、以上のような趣旨が含まれているという解釈でよいか。

事務局 その解釈でよい。

委員 B/C（費用対効果）は今後検証していくのか。

事務局 例えば、道路を一つ建設する場合の交通事故の減少度や通勤時間の短縮度を効果として B/C を検証しているが、後援事業等のすべてに対して B/C を検証するのは難しい。

委員 市民活動支援センター運営業務に関わっている人と話したところ、定期的な打ち合わせは細かくしているが、事業評価に加わっているという認識はほとんどないとのことだった。行政の中だけで評価を済ませてしまっているということではないか。また、

行政経営プランなどを見ている、評価をどのように改善につなげているのかが分かりにくい。分かりやすい評価や改善の方法を考えるべきである。

委員 市民活動支援センターの評価に実際に携わった立場として補足すると、事業評価はしっかり実施している。まず、委託内容の一つ一つに対して受託事業者自身が評価し、課題を見つけて改善策を考える。委託者である市も同様に、市の視点から評価する。それを元に両者で話し合い、その後の方針を決めている。

委員長 受託者の認識が足りていなかったかもしれない。

委員 「評価」という言葉こそ使わないものの、市民活動支援センターでは、日ごろからPDCAを実施し、常により良いものとするための努力をしている。

委員長 協働で事業を実施する際にはPDCAを実施するよう促すこととし、その方法について具体的に規定はしない。ただし、改善策の可視化に努めるように規定することとする。

委員 異議なし。

委員長 では次に、No.23「市民活動に対する支援」について議論したい。まず、市民活動団体への支援について規定するかどうか。支援対象を市民活動団体に限定するのはおかしいという意見もあるがどうか。

委員 協働とは、行政対市民活動団体に限られるものではない。市民、市民活動団体、地縁団体、企業など複数の活動主体があり、協働の組み合わせもいろいろあるということに触れておきたい。行政からの財政的支援以外にも、企業からの寄附なども考えられる。

委員 企業や市民からの寄附等についても規定するということか。

委員 そのように考えている。市民活動支援センターでは、今後、地元企業と積極的に協働していきたいと考えている。企業にとっても、地域貢献の一つとなり得る。

委員 他の自治体で規定しているところはあるのか。

委員長 行政が行う支援と同列に規定するのは難しいが、市民活動団体の活動を市民が積極的に支えることについて努力規定として定めている自治体は存在する。

委員 手引きからは、財政的支援＝市民活動助成金制度というように読み取れてしまうが、実際はそうではない。助成金以外にもさまざまな支援を実施しているが、どこまで規定するか。財政的支援について規定するのはよいが、狭い範囲に限定されるような表現は避けたい。

委員長 公益的な活動に対して支援することとし、その方法は財政的支援に限らず、活動の場の提供や人的支援など、幅広く規定するということでどうか。

委員 そのような表現がよい。

委員長 さらに、先の議論も踏まえて、市民は公益的な活動に対して積極的に支援するよう努め、自身も参加することが望ましいとしてはどうか。

- 委員** 趣味で活動しているだけの団体に支援を行うことについては疑問に思う。もし財政的支援を行うのであれば、収支決算等をしっかり提出させる必要がある。
- 委員長** 「公益的な」活動に対して支援するという事なので、趣味で活動している団体への支援は必要ないかもしれない。そもそも、市民が団体を支援することについては、理念として掲げるのであって、具体的に規定しなくてもよい。
- 委員** 条例に規定することに意義がある。
- 委員** 団体も支援を受けられるように努力するべきである。
- 委員長** 闇雲に支援するのではなく、公益的な活動に対して支援し、市民活動団体も、支援を受けるための努力として公益性や透明性を高めていくことが望ましいという趣旨で規定することとする。次に、財政的支援について規定するかどうか。
- 委員** 議会によって予算が承認されて初めて財政的支援が可能となるため、あらかじめ規定することはできない。
- 委員長** 反対の意見はあるか。
- 委員** 予算を得るためには条例上の根拠付けが必要である。すでにある市民活動助成金制度を条例に規定することで根拠付けができる。
- 委員** 市民活動助成金については、要綱が定められているので、あえて条例化する必要はない。また、毎年見直しや改善を実施しているので、条例よりも要綱のほうが柔軟に対応できる。
- 委員** 助成金だけではなく、企業や地域からも財政的支援が得られることが理想である。
- 委員長** 「財政的支援」として明確に定めるべきかどうか。
- 委員** 市民活動団体を行政が直接助成するのではなく、地域に預けて、地域が助成の可否を決定するべきである。そうすることで、団体は市民の目を意識するようになり、活動の質も向上する。
- 委員** 地域と市民活動団体の協働は大切である。運用方法は別として財政的支援について規定するべきである。
- 委員** 財政的支援は、市民活動団体に対するものなのか、その事業に対するものなのか。団体に対するものとする、支援を受けただけで何も活動しなかったという事態が起こりうる。
- 委員** 事業に対しての支援とするならば、支出を目的化する必要はない。執行機関が窓口となって寄附を募り、それを原資として支援するような制度を設ければよい。寄附者も税額控除を受けられる。執行機関が企画した提案に対し、市民活動団体が参画するという構図が望ましい。
- 委員** 協働とは、支援を前提に成り立つものではない。必要があれば、自然に支援は発生してくるものである。財政的支援を規定する必要はない。

- 委員** 市民活動団体にとって自主・自立は大前提であり、支援をあてにして活動しているわけではない。助成金制度も、総事業費のうちの一部を助成するのであって、全額を助成するものではない。
- 委員長** 助成事業の中には、行政の要望によるものもある。基金を設置するなど具体的に定める方法もあるし、大まかに規定して詳細は要綱等に委ねるという方法もある。
- 委員** 活動の節目などに大きな行事を行う際には資金が必要となり、助成を受けられると幅が広がる。団体の成長や公益性の確保にもつながる。細かい規定は必要ないが、条例で触れておいてほしい。
- 委員長** 市民参加条例の中で具体的な制度について規定するのは難しい。執行機関は公益的活動に対して支援すると規定し、具体的な支援の内容や、この委員会での議論について解説で補足するというのはいかがでしょうか。
- 委員** それでは足りない。良いことを考えているが資金がないという団体こそ支援すべきである。具体的に規定しないと、市民活動を支援・促進する立場に立っているとは言えない。
- 委員** 行政が支援してまで存続させるべき団体とはどのような団体か。
- 委員長** 例えば、岩倉市の知名度を高めるため、情報を発信したいという行政課題があったとする。良い方法を思いついたが資金がない。このような団体を助成することで応援したいということは考えられる。
- 委員** 情報発信をするのであれば、インターネットや広報誌を活用すればよい。団体が自ら売り込みに行くべきである。方法が分からなければ、コーディネートする機能を充実させればよい。助成してまで維持させる必要性は感じられない。同じ考えを持った人が集まっているのだから、努力すれば何とかなるのではないか。
- 委員** 財政的支援が先行する必要はないが、一つの拠り所となるのも事実である。経済的余裕があり、自己資金で活動できる人も少なくないが、それだけでは団体として存続するのは難しいし後継者も育たない。助成金を財政的支援の一つとして位置づけるべきである。ところで、助成金制度は何に基づいて実施されているのか。
- 委員** 予算に基づき実施しており、実施のために市民活動助成金交付要綱を定めている。
- 委員** 基金を設置し、申請のあった団体に対し分配すればよいのではないか。予算を組み、条例ではなく要綱等で規定すればよい。
- 委員長** 基金等の具体的な制度ではなく、条例にどのように規定するかを議論したい。執行機関は、公益的活動を促すために市民活動団体や地域団体に対して支援することができる。大まかに規定するだけであっても、それに基づいて具体的に基金を設置することは可能である。それに対し、財政的支援をすることができる。具体的に規定すると、より明確ではあるが、助成が前提だという印象も与えることにもなる。

- 委員 財政的支援という文言を使ってほしい。
- 委員 特に異論はない。最終的に調整ができればよい。
- 委員長 整理すると、まず、大枠として、執行機関は公益的活動に対して支援できると規定する。そして、支援のあり方として、財政的支援及びその他の支援ができると並列して規定するという方針でどうか。
- 委員 その場合、予算を必ず組むことになるのか。財政的支援を前提にするべきではない。
- 委員長 「支援する」ではなく、「支援することができる」とすれば、必要に応じて柔軟に対応できる。常に支援することにはならない。
- 委員 財政的支援に限定するのは望ましくないので、後で調整が必要である。
- 委員長 では、この後議論する他の支援方法と並列して規定し、最終的に調整することによってよい。
- 委員 異議なし。
- 委員長 では次に、人材育成について規定するかどうか。
- 委員 そもそも人材が足りていないので、活動を軌道に乗せるためにも規定したほうがよい。
- 委員長 先の議論のとおり、人材の発掘や育成についても財政的支援と並べて書いてはどうか。執行機関だけではなく市民も人材の発掘や育成に取り組むし、市民自身もまた、協働の主役にふさわしい人物を目指すように規定してはどうか。
- 委員 市民活動団体は、活動そのものが目的となっているため人材育成の意識も高いが、地域団体はそうではない。地域団体こそ後継者の不足に困っているのではないか。何らかの形で規定したほうがよい。
- 委員長 特に反対意見もないので、市民及び執行機関は市民活動団体や地域団体を担っていく人材の発掘・育成に努め、市民は識見や資質や能力を高め、協働の主役にふさわしい人物を目指すことが望ましいと規定することによってよい。
- 委員 異議なし。
- 委員長 では次に、情報提供について規定するかどうか。
- 委員 情報の提供よりも、情報の共有が重要である。
- 委員長 自治基本条例第4条第2項に「情報共有の原則」としてすでに規定されているが、それでも必要か。
- 委員 情報は多いほど良いが、規定するかどうかは悩ましい。
- 委員 昨今の情報化社会において、情報の有無は市民参加を促進する上での重大な要素である。情報提供について規定するべきである。
- 委員 情報は自ら得るものだと考える。むしろ、情報が溢れているとさえ感じる。規定する必要はない。共有という形ではなく、情報を蓄積する場所を定めてそこへ自由にア

クセスできるようにするという方法もある。

委員長 協働する場合の情報の共有と、単独で活動する際の支援としての行政からの情報の提供を区別して考えたい。情報の提供についてはどうか。

委員 共有は重要であるが、提供はそれほど重要ではない。必要に応じて自分で収集すればよい。

委員 情報の種類によって収集の難易度が異なる。特に行政に関する情報は収集が難しい。

委員 誰もが情報収集に長けているとは限らない。行政は、情報を提供する姿勢を持つべきである。

委員 自主・自立の原則から考えると、提供されるのを待っているだけではいけない。

委員長 では、自主・自立の原則を考慮した上で、公益的な活動について執行機関は情報提供に努め、円滑な活動を支援すると規定する。

委員 異議なし。

委員長 情報の共有については、前回議論した協働を進める上での原則の中の、「目的・目標共有の原則」と共通している。これを、「共有の原則」と直して、情報や目的・目標を共有し、その達成に努めると定めてはどうか。

委員 異議なし。

委員長 では次に、中間支援組織について規定するかどうか。

委員 市民活動を支援する組織を、同じ市民活動団体が受託事業者として運営していることに多少の疑問を感じる。ただ、市民参加条例においては、今回の市の組織・機構改革の意図に従って規定すればよい。

委員 岩倉市では、市民活動支援センターが中間支援組織として置かれており、市の1セクションとして位置づけられている。最も重要な役割は、行政と市民活動団体との協働を円滑に進めることであり、それが担保されるのであれば、委託か直営かといった運営形態は問わない。

委員長 では、執行機関は、行政と市民活動団体との協働を円滑に進めるために中間支援組織を設置し、その機能は今後とも市民活動支援センターが担っていくことが望ましいと規定する。こうすることで、中間支援組織に対して執行機関が一定の責任を持つこととなり、外部への丸投げを防ぐことにもなるが、どうか。

委員 異議なし。

(2) 総則について [事務局より資料説明]

5 その他

今後の日程 第10回 平成27年3月13日(金) 大会議室

第11回 平成27年4月17日(金) 会議室7 いずれも午後2時から4時30分まで